



大淀町地域遺産シンポジウム二〇二二

# わたしたちのレガシー

地域遺産を次代へつなぐ



## ご あ い さ つ

さわやかな秋空の下、皆様におかれましては諸事ご多用のなかをご来場賜わり、まずもって感謝申し上げます。また平素は、本町の文化事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奈良県内でも有数の大河・吉野川に面し、里山の豊かさに育まれた本町は、縄文時代以来、人々の行き交う吉野地域の門戸として栄えてきました。人と自然のかかわりが生み出す地域に根ざした歴史・文化遺産は、何事にもかえがたいふるさとの「宝」といえます。

本町では 2016 年度より、ふるさとに眠る地域遺産を見直し、その価値と魅力を次代へつなぐ「地域遺産保存活用事業」にとりくんでいます。その一環として、町内各地域に残されたさまざまな地域遺産のなかから、とりわけ魅力あるストーリー（物語）をもつものを〈おおよど遺産〉として選定し、地域住民と行政が協力して、その保存活用をすすめる新たな仕組みづくりを目指してきました。この〈おおよど遺産〉については、関係各位のご尽力により、本町が町制施行 100 周年（2021 年 2 月 11 日）を迎えた本年 3 月、目標の「100 件選定」を達成することができました。本シンポジウムでは、この〈おおよど遺産〉のとりくみをふまえて、地域に残された歴史・文化遺産の魅力を再発見し、次代に継承していくことの意味を考えたいと思います。

終息する兆しのみえないコロナ禍のもと、過疎化・少子高齢化といった社会のほころびが身近に感じられるようになり、先行きを見通すことも難しい昨今の情勢ですが、本シンポジウムが、ふるさとの風土や原風景に思いを寄せ、足元にある宝物の発見と、地域に根ざした歴史・文化遺産の保存・継承につながり、吉野地域が歩むべき未来への新たなビジョンを生み出すきっかけとなれば幸いです。

最後になりましたが、本シンポジウム開催にあたり、共催のご高配を賜りました大淀町町制施行 100 周年記念事業実行委員会および大淀町地域遺産会議の皆様、ご後援・ご協力を賜りました関係団体の皆様、ご支援いただきました地域の皆様に、この場を借りて深く御礼申し上げます。

令和 3 年（2021） 9 月

主 催 者

## ープログラム・目次ー

---

13:30～13:35 開会の挨拶

13:35～13:55 映像上映

「おおよど遺産（レガシー）100」 解説：松田 度（大淀町教育委員会）

13:55～14:00 休憩

14:00～15:00 <第1部：基調講演>

「記憶という資産―地域遺産への問いかけ―」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○講師 川村優理氏（NPO 法人うちのの館 館長）

15:00～15:10 休憩

15:10～15:55 <第2部：パネルディスカッション>

○パネラー：川村優理氏

浦西 勉 氏（大淀町史編纂部会長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

小西正久氏（大淀町地域遺産会議委員長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

井上左和子氏（大淀町在住・動画クリエイター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

○コーディネーター：松田 度（大淀町教育委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

15:55～16:00 閉会の挨拶

---

### ☆資料☆

- ・2016～2020 年度選定おおよど遺産リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・大淀町地域遺産保存活用制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ・大淀町地域遺産会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・おおよど遺産の選定基準・選定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

## 記憶という資産

～地域遺産への問いかけ～



かわむら ゆり  
川村 優理

### プロフィール：

1958年、奈良県五條市生まれ。亡父川村たかしは児童文学作家。大阪外国語大学タイ語学科卒業。タイの昔話を日本語に翻訳。主たる研究テーマは異類婚姻譚。玉川大学で学芸員資格を取得。現在登録有形文化財「藤岡家住宅」を管理するNPO法人うちの館（やかた）で館長を務める。大淀町文化財保護審議会委員。五條市史編纂委員。エッセイスト、童話作家などとしての活動も多い。趣味は俳句。

### 1、「地域遺産」・・・これって、 レガシー (Legacy) なの？ ヘリテッジ (Heritage) なの？

「おおよど遺産」には、「わたしたちのレガシー (Legacy)」という文言が添えられています。

レガシーとは、一般に「遺産。先人の遺物。」という訳語があてはめられますが、親の遺産も、形見も「レガシー」と呼ばれます。とても古いものというより、ひと昔前のものは、レガシーとなります。加えて最近では、「業績」という意味にも用いられるようになりました。オリンピック開催決定で使われる頻度が増えた「オリンピックレガシー」という言葉は、オリンピックによって大きな施設ができた、道路が整備されたり

しますので、オリンピックが終わった後もその場所にあって地域に活用されたりして、「記憶」や「思い出」として残っていたりするものを指します。

一方でレガシーという言葉は、「時代遅れのもの」「古びたもの」「もう使われなくなったもの」というような（あまり良くない）意味をもつこともあります。例えばコンピュータ分野で「レガシーシステム」というと、もう使われなくなって改良しなくてはいけないシステムという意味をもちます。経営分野でレガシーコストという、以前のシステムにのりつた費用で、新しいシステムでは、却って経営を圧迫してしまうものを指します。

ですから、レガシーという言葉で表される物には、「ちょっと前の時代の遺物が残さ

れていて、大事だとは思いうし、懐かしい物たちなのだけれど、もう使うことはできないし、かといって文化財と呼ぶには、まだ時代も新しいし・・・」などといった意味合いも含まれることがあります。

Legacyと同じように「遺産」という意味を表すために使われる言葉に Heritage があります。Heritage が使われる有名なことばは、世界遺産と日本遺産です。

世界遺産は World Heritage、日本遺産は Japan Heritage となります。世界遺産と日本遺産の場合は、レガシーという言葉で充てません。日本語では同じように「遺産」と訳しますが、Heritage の意味する「遺産」は、「歴史的価値のあるもの。文化的価値のあるもの。古くから受け継がれた大切な有形、無形のもの。伝統、文化、叡智、景観」などであって、お金には変えられない非常に貴重な遺産を意味します。

文化庁のサイトには、「世界遺産」「日本遺産」について、次のような解説があります。

#### ①世界遺産について

「世界遺産条約は 1972 年にユネスコで採択され、2019 年 7 月現在、193 か国が締結しています。日本も 1992 年にこの条約を締結し、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要である

と考え、国際的な協力・援助体制の構築に貢献してきました。」

#### ②日本遺産について

「日本遺産 (Japan Heritage) は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、各地域の魅力溢れる有形・無形の文化財群を、地域が主体となって整備活用し、国内だけでなく海外へも積極的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としています。」

なお、文化財と呼ばれるものについて、どう記されているかといいますと、まず次のような文言と出会います。

「文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる

文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、我が国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。」

ここまでですと、「国民的貴重な財産」を保護することが最重要事項であり、国はそのために文化財保護法を制定し、その中から我が国を代表する顕著な文化遺産を世界文化遺産の登録に推薦するという方向が見えます。

ところが、平成 29 年（2017 年）12 月 8 日。文化庁の文化審議会に次のような答申がなされました。

「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」。

ここで語られたのは、「これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要」という内容でした。

価値づけが明確ではないものにも目を向けてみようではないかというのです。

Heritage ではない、Legacy 遺産への視点の登場です。もしかしたらそれほど立派とはいえないかもしれない。けれど、地域の人にとって大切なものがあります。それが

世界遺産や日本遺産ではない、地域遺産の魅力であり、力です。

さて。大淀町は、「おおよど遺産」の取り組みを、その前年、平成 28 年（2016 年）から始めていました。大淀町教育委員会が製作した「2020 年度 おおよど遺産パンフレット」の裏表紙には、次のような文言があります。

—このパンフレットを手にとっていただいた皆様へ—大淀町では、2016 年度に策定した「大淀町地域遺産保存・活用制度」実施要綱にもとづき、町内各地域にのこされた様々な遺産（地域遺産）のなかから、とりわけ魅力あるストーリー（物語）をもつものを、有形・無形を問わず「おおよど遺産」として選定し、地域住民と行政が協働でおこなう保存・活用を目指しています。

## 2、「おおよど遺産」・・・

### どうして 100 と決めたの？

大淀町では、文化財行政を先取りするよう、地域遺産に着目し、2016 年から 2020 年（令和 2 年）の間に「おおよど遺産」を 100 件探していきましょうという取り組みを始めました。

「ではどうして 100 という数字を考えたのでしょうか？」と、まず私は思いました。教育委員会の松田さんに尋ねますと、こんな答えが帰ってきました。

大淀町制施行 100 周年（令和 3 年 2 月 11 日をもって町制施行 100 周年）ですので、「100」という数字を一つの目標にしましたが、あくまでも行政で決めるのではなく、地域の人たちの声から探し出しますので「果たして 100 点も集まるのだろうか？」という戸惑いがある一方、「よし、100 点を探してみよう」という目標ができました。

松田さんの答えを聞いて私は、大淀町の「地域遺産」の取り組みは、100 の遺産の背景にある、人々のくらしや生活を「遺産」と捉えようとする優しさに支えられているのだなあと感じました。

その地に住む人々にとって大切なものというのは、「景観や文物が立派である」という以前の、自分たちが住まいしている同じこの土地に、以前に生きていて、この土地を広げ、整備し、豊かにしていった名もない人たちの生きていた証を集めることなのだなと思いました。

100 点という数字には、満点という意味があります。大淀町に残るいろいろなものに、「100 点」を捧げたいという、そんな思いが 100 という数字に重なってきます。

そこで松田さんに、重ねて尋ねてみました。以下は、その Q&A です。

Q 100 点のおおよど遺産の中で、最も魅力あると思う遺産はどれですか？

A ぼくが学校の先生だったとして、どの子が一番良い子かと言われたときに、「選べないよなあ・・・」と、思います。

Q 今、おおよど遺産に登録されても、住民の方々の都合であったり、さまざまな生活形態の変化があったりして、価値をずっと維持管理できるかどうかはわかりませんよね？

A たとえ、維持できなかったとしても、おおよど遺産を取り消すということはしません。世界遺産や日本遺産では、維持管理ができない場合などに登録を取り消されることはありますが、おおよど遺産は、ずっとおおよど遺産です。取り消しません。たとえそれがなくなったとしても。

Q 大淀町には、国指定や県指定、町指定の文化財がありますが、そういう指定文化財とおおよど遺産が重複することもあるでしょうか？

A あります。ですが、おおよど遺産は、指定文化財とはまったく別の捉え方なので。地域遺産は住民、つまり人の多様な価値観が重視されます。

Q おおよど遺産は、松田さんなしでは考えられなかった取り組みだと思うのですが。



A 実際にはそうかもしれませんが。でも目標は、『〇〇さんが』という色を消していきたいということです。おおよど遺産の制度や、組織といった仕組みを充実させ、地域活動として熟成させていく。自分ができるだけ前へ出ないで、下支えができるように。個性的なものを消しながら。

地域に人がいて、人が集まってきて、また通り過ぎていく。人の記憶を残す媒体はそれほどありません。ですが、一つの地域が時代を超えた多くの人々の交差点であり、その記憶こそが、次の時代の穏やかな到来を準備するのでしょうか。おおよど遺産をきっかけにして、次の世代の地域を支えようとする人たちが、さあどんな風にこの土地に登場するのか。私は、とても楽しみになりました。

私は、最後に松田さんにこんな質問をしました。

「ご自分の色を消していくのが目標ということでしたが、松田さんの‘野望’などといったものはないのでしょうか？」

途方もない質問だったのか、松田さんは笑って答えてくれました。

「こういった取り組みがもっと全国に広がる、そういったお手伝いができればと思います。」

先人の営みを愛おしく大切に思う心が育つことが、これからの教育にとっても最もたいせつなことかもしれません。



▲五條・うちの風景と藤岡家住宅

私は現在、五條の金剛山麓に残る旧家の資料を整理し、この土地のカタチを探している毎日です。

土地にとって何があるべき姿なのか。古い営みの記録は、貴重なヒントを示してくれます。

大きな歴史の大河の底に、人々のささやかな生活や夢がありました。命を脅かす戦いも天災もありました。それを乗り越えてきた先人の記録は、歴史書には記録されないものであるかもしれません。

地域のささやかな記録の断片に、生活者として、母親としての目を向けていきたいと思っています。

いつの時代も、すべての子どもたちがずっと元気で、笑顔で、自分たちの住まいする土地でいろいろなことを乗り越えていってほしいと願っています。

## 「おおよど遺産」の位置づけ

### ー地域文化遺産の試みから見えてきたものー



うらにし つとむ  
浦西 勉

#### プロフィール：

1950 年奈良県大淀町生まれ。龍谷大学文学部大学院修士終了。奈良県立民俗博物館主任学芸員、奈良県教育委員会文化財保存課課長補佐を歴任。元龍谷大学文学部教授。博士（文学）。大淀町史編纂部会長。仏教民俗学専攻。主な研究業績は『仏教と宮座の研究』（自照社出版）、研究論文は「地域社会の神社成立に関わる民間宗教者の時代」（『龍谷大学論集』480号）、「大和における明応八年の法華寺村の一断面から」（『龍谷史壇』135号）、「吉野の初期山村の変貌」（『網干善教先生古希記念考古学論集』）など。

### 文化財をめぐる解釈

- 「文化財保護法」は 1950 年に成立した法律。⇒ 資料（1）・（2）・（3）
- 戦後の歴史学の考え方として地方史が成立。また考古学、民俗学が発達。地域の人々の歴史、文化、生活などの、「地域文化遺産」への視点。戦後歴史家たちは地方史（地域史）の資料の現地調査の重要性を認識。
- 文化庁の 2017 年文化審議会「文化財の確実な継承に向けた時代にふさわしい保存と活用のあり方について」
- 2017 年 2 月、政府・内閣官房から「文化経済戦略チーム」の組織「文化経済戦略」の要綱。文化財（文化）活用に重きを

置き「オリパラをはじめ産業、観光、まち・ひと・しごと等（中略）経済拡大戦略のプランを策定（略）」

- 2017 年 9 月 12 日「文化財に関する国際発信力強化の方策について」・同年 12 月 7 日「地方文化行政のあり方について」・同年 12 月 8 日「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について」

☆「文化財保護法」の解釈の変更。保存と活用の目的の部分が変わっています。

「国民文化向上のため。人類文化の発展のため」から「経済拡大戦略のプラン策定」へ

- 「おおよど遺産 100 選」ー2016 年度から。「文化財保護法」からの成果。

## 「おおよど遺産」の今後の課題

### ■課題はないのか

- ①「おおよど遺産」から漏れた資料は…
- ②保存の方法
- ③公開の方法・啓蒙普及
- ④「おおよど遺産」(資料)の科学的研究の必要性
- ⑤誰のための資料であるのか
- ⑥「おおよど遺産」全体から見えるもの

### ■上記④の科学的な価値評価

石仏・金石・大淀町の六斎念仏板碑について⇒ 資料(4)

### ■歴史を学ぶと言うことは

なぜ歴史・過去を学ぶのかー

- ・事実を知りたい。
- ・過去の人々の思いに触れたい。
- ・過去を思うのは人間の本性。
- ・今の時代の参考に。
- ・創作するときのヒントに。
- ・趣味・娯楽・レクリエーションの楽しみ

### ■歴史とは

- ・「歴史」過去の事実の再構成(復原)
- ・方法ー「資料」を通してのみ
- ・「資料」(遺産)に関心を持ち、厳密に知ろうとする態度
- ・読み解き解釈する
- ・結果は資料の価値評価(意義)に関係する

### ■資料とは

文化財・資料・史料・文化遺産・自然遺産・レガシー・文化など呼び方様々

### ■資料の形態の基本は

- ①文字
- ②もの
- ③伝承
- ④景観      その保存と活用

### ■博物館

- ①調査・保存機関として
- ②教育機関・レクリエーション・住民の交流・文化財の情報発信機関
- ③専門家・民間人の科学的研究機関

## 資料（1）文化財保護法

昭和25年5月30日法律214号政令・8月29日施行

## 第一章 総則

## ☆1（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

## ☆2（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

## ☆3（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## ☆4（国民、所有者等の心構）

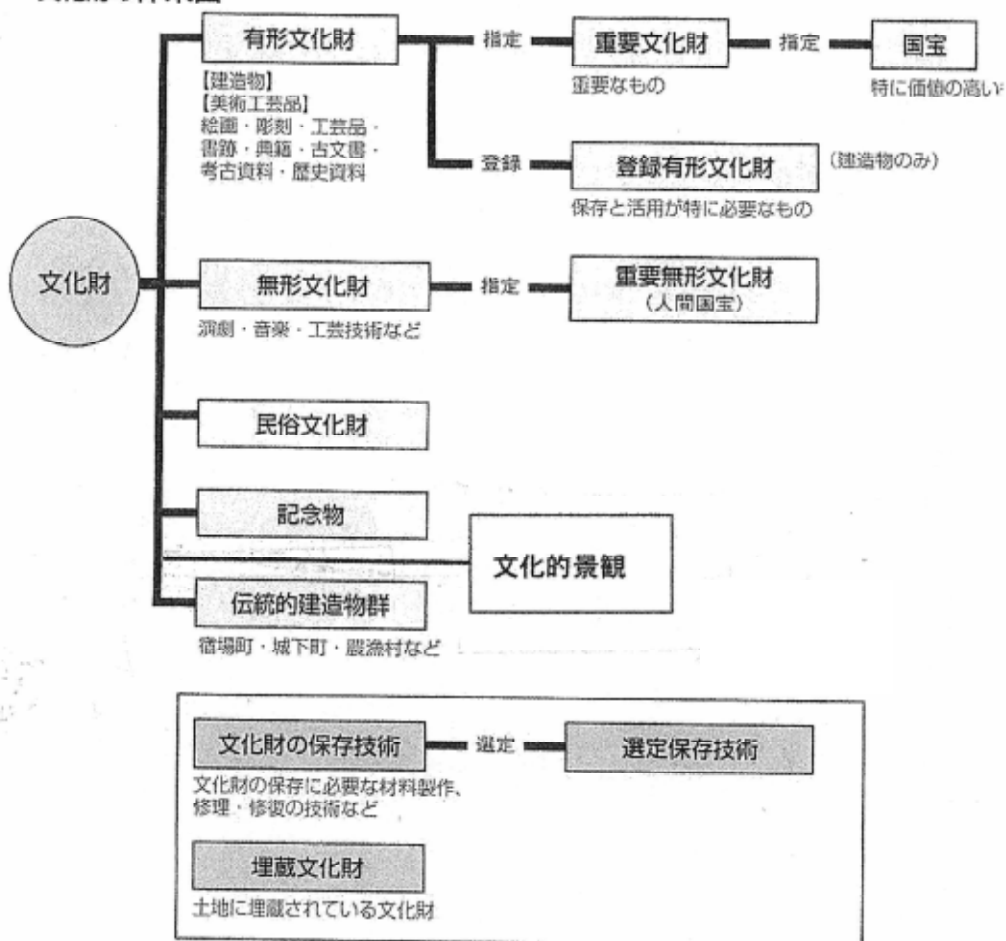
第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

資料(2)文化財の定義(体系)

文化財の体系図



民俗文化財の分類（有形・無形）

- 1 衣・食・住
- 2 生産・生業（農耕・山樵・漁ろう・狩猟・畜産・染織・手工業・諸職）
- 3 交通・運輸・通信
- 4 交易
- 5 社会生活
- 6 信仰
- 7 民俗知識
- 8 民俗芸能  
    娯楽・遊戯・競技
- 9 人の一生（通過儀礼）
- 10 年中行事
- 11 口頭伝承 昔話・伝説・民謡・ことわざ

## 資料(3) 地域社会の文化財はどんなものがあるのか。

|  |  |
|--|--|
| 1,有形文化財 (1) 文字資料   | (2)遺物などの物資料  |
| ①古典籍<br>②記録・日記<br>③古文書<br>④金石文・墨書銘文<br>⑤絵画(①から⑤-文字・絵画資料) | ⑥工芸品(木工・竹工・陶磁器・金工・漆工・染色)<br>⑦彫刻<br>⑧建造物<br>⑨考古資料<br>⑩有形民俗資料(民具)(⑤から⑩-もの資料(遺品))   |
| 2,無形文化財(伝承資料)  | 3,無形民俗文化財  |
| 1 芸能(雅楽・神楽・能、狂言・浄瑠璃・歌舞伎・話芸)<br>2 技術                      | ⑪無形文化財・無形民俗資料(祭礼・芸能・技術)<br>1 衣・食・住<br>2 生産・生業(農耕・山樵・漁ろう・狩猟・畜産・染織・手工業・諸職)<br>3 交通・運輸・通信<br>4 交易<br>5 社会生活<br>6 信仰<br>7 民俗知識<br>8 民俗芸能<br>9 人の一生(通過儀礼) 10年中行事<br>11 口頭伝承 昔話・伝説・民謡・ことわざ |
| 4,記念物・遺跡・名称・動植物鉱物  | 5,歴史的建造物群  |
| ⑫記念物・史跡  | ⑬歴史的建造物群   |
| 6,文化的景観⑭文化的景観(⑫・⑬・⑭) -文化複合的資料・空間的資料)                     |  |
| 7,人物   |  |

⑮文化施設(寺院・神社・博物館・美術館・文庫・文学館)

⑯文化財保存・修復

⑰文化遺産の活用-都市計画

⑱その他(自治体史、地域の総合調査・文化財行政)

今木・蔵王権現堂の役行者石仏と銘文



役行者

(藤上右) 十四之  
(藤上左) 月日  
(足元) 永禄十一年三月日

ハウキ大山  
九百九十九人行

龍宮求姫  
定久女人本願  
浄永法印  
浄飯法印  
浄舜法印

熨田大明神  
吉野二王

(裏)

西戎  
北狄  
永心  
宗長 宗見  
備中國境目中東  
六親之伸御

道心  
道観  
熊千代や七

道心  
道観  
熊千代や七

ケン五郎  
道秀 道願  
道泉イロタカ  
牧□道祐□淳

南蠻  
東夷  
浄善  
宗圓  
□舜



比曾・六斎念仏講衆の石碑と銘文

六齋衆

三界万靈六趣四生天正九年 辛巳  
南無阿彌陀佛 (蓮華座)  
法界衆生平等利益七月八日 各々 敬白

|      |     |      |     |     |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 清三郎  | 彦九郎 | 五郎   | 弥八  | 彦七  | 弥七  | 清二郎 |
| 新門太郎 | 源六  | 新二郎  | 新四郎 | 二二郎 | 若口  | 鬼若  |
|      | 与三郎 | 左小太郎 | 又二郎 | 孫四郎 | 新四郎 | 一阿弥 |

## 風土（FOOD）を美味しくいただく

～ふるさとの歴史・文化を未来へつなぐために～



こにし まさひさ  
小西 正久

### プロフィール：

1948年、奈良県大淀町大岩生まれ、大岩在住。小学校校長を退職後、ふるさと大岩の地域活性化や農業体験塾などを実践中。現在、NPO法人おおいわ結の里代表。大淀町地域遺産会議委員長、大淀町文化連盟副会長、大淀古文書文化研究会会長。

### はじめに

私が生まれ育った大岩は、大淀町北西部、高取町と御所市との境の山間部に位置しています。大岩という地名は、集落の高所（兜布山 とうきんやま）に位置する石神古墳の巨石（おおいわ）に由来するのではないかとされています。この石神古墳とのかかわりがきっかけで、大淀町文化財調査会が行っている古墳の調査保存・整備の活動に参加することになりました。

活動を進めていくなかで、大淀町内各地域に残るふるさとの宝を次世代に伝えていくために「おおよど遺産」として選定する「大淀町地域遺産会議」の委員長を、浅学非才を顧みず務めさせていただくことになりました。

ここでは、私の地元大岩で「おおよど遺

産」選定のねらいをどう具体化したかを中心に述べてみたいと思います。

### 1. 石神古墳

大岩地区の遺跡は、古墳時代から近世の墓地まで連綿と続いています。昭和60年（1985年）から翌年にかけてゴルフ場の造成にともなう発掘調査が行われました。大岩古墳群の中心となっている石神古墳は、地元住民の強い願いもあって破壊を免れることができました。

石神古墳の管理は、柘田慶之輔氏が長らく個人でしてこられていましたが、亡くなられた後を地元住民の有志や大淀町文化財調査会のボランティアが引き継ぎ、見学路の整備を進めてきました。歴史的遺産としての価値とともに、そうした取り組みが評





▲地元区民による石神古墳の清掃活動

価値され、平成22年（2010年）に大淀町指定文化財（史跡）に、平成24年（2010年）には奈良県指定文化財（史跡）となりました。

大淀町内にある保久良古墳や槇ヶ峯古墳、越部古墳なども、石神古墳と同じように地元住民と文化財調査会のボランティアによって守られ、今日に至っています。

## 2. ふるさと大岩の歴史を語り継ぐ会

大岩の歴史や文化、暮らしの様子をよくご存じで、数多くの貴重な体験をしてこられた高齢者の方が鬼籍に入られるという現実を目の前にして、村で暮らす人々が話すことがらを記録に残しておかないと村の歴史が消えていくという危機感を覚えました。

平成28年（2016年）に「ふるさと大岩の歴史を語り継ぐ会」を立ち上げ、故 遠藤



▲1月14日の恒例行事・トンド

撮雄氏（西照寺・大巖寺住職）が平成3年（1991年）大岩の歴史をまとめられた「郷土大岩史誌」を参考に、村に残っている古地図や古文書、古写真、古道具などを持ち寄り、昔の記憶をたどってもらい取り組みをすすめました。

大淀町教育委員会学芸員の松田度さんの協力を得ながら、大岩に残る数多くの歴史的文化遗产の中から「おおよど遺産」に推薦する候補を絞り込んでいき、「大岩のトンド」「大日如来と大岩神社の神像」「大岩の薬業遺産」「大岩古墳群」「大峯索道の遺産」の5件が選定されることになりました。

## 3. 大岩神社の神像

大岩神社の神像は、昭和33年（1958年）奈良県文化財研究所・小林剛氏による神像調査が実施され、鎌倉初期の作とみられていました。大淀町史に「女神男神各三体ずつ六体の八大龍王で、・・・二〇〇余の唐服を着た座像で女神三体の髪型は両振分の垂髪の外、後を断髪にしたショートカット型という。」と記されていますが、ご神像は非



▲木造女神像

公開で区民の誰も目にしたものはありませんでした。

平成 26 年（2014 年）に町教育委員会を通じて県教育委員会文化財保存課・神田雅章氏から照会があったことを契機に、大岩自治会としても詳しい調査をお願いしました。

ご神像の保存・管理について、神社の氏子総代や区民の皆さんと協議を重ね、町内最古のご神像を信仰のシンボルとして守ってきた先人の思いとともに、貴重な歴史的遺産を後世に伝えていく必要があるとの共通理解を図ることができました。そして平成 30 年（2018 年）に、今あるご神像を自治会の文化財として保存したうえで、新たに男女一対のご神像を摸刻新調することに



▲記念誌

なり、秋祭りを機に奉納することができました。また古い神像については、平成 31 年（2019）に大淀町指定文化財となりました。

この取り組みについては、区民や関係者の奉賛金によって賄い、大岩神社の歴史と区民とのかかわりをまとめた記念誌を発行することができました。

#### 4. おおよど遺産をめぐるハイキング

町まちづくり推進課が中心となって、平成 29 年（2017 年）には「秋深まる幻の車坂古道～古の行者道と建皇子（たけるのみこ）の秘話をたどる」、平成 30 年（2018 年）には「国学者・本居宣長の足跡をたどって～幻の古道“壺阪・畑屋越え”」をテーマ

におおよど遺産を巡るフリーハイキングが実施され、町内外から多くの参加者がありました。参加者には、大淀町ならではの歴史や文化、豊かな緑と川の清流、里山が魅せる素晴らしい景色を満喫してもらいました。



▲古民家（おおいわ結の里）でおもてなし

令和元年（2019年）、「木漏れ日あふれる里山とおおよど遺産を訪ねて」をテーマに行われたフリーハイキングでは、石神古墳や大日堂などを見学しながら大岩のよさや風土（Food）を味わってもらえる機会にしたいと、区民の有志が農産物直売所やフリーマーケットを開いて、多くの参加者をもてなしました。

大淀町の魅力を発信する事業は、町の財政難を理由に事業が打ち切られてしまいましたが、令和2年（2020年）には、コロナ禍の時期でもあり参加者を限定して実施されることになりました。

今木・大岩地区の名所旧跡をガイドしながら「おおよど遺産を巡るハイキング」に参加された皆さんを案内するとともに、大岩区が管理する古民家（おおいわ結の里）で開催している障がい者のアート展「プライベート美術館」の観覧もしてもらいました。

令和3年（2021年）には町東部地区のコースで伊勢街道の街並みや「柳の渡し」などの「おおよど遺産を巡るハイキング」が行

われ、歴史的文化遺産を活用する取り組みはかたちを変えながら引き継がれています。

## おわりに

町内各地に残された「ふるさとの宝」を「大淀町選定地域遺産（おおよど遺産）」として選定する取り組みは、令和3年（2021年）に町政100周年を迎えることに合わせて始め、5カ年をかけて当初の目標である100件を選定することができました。

町内各地域の区長さんや大淀町文化財調査会などの関係団体の皆様のご協力のお陰と感謝申し上げます。

今後は、「おおよど遺産」の選定をきっかけとして、地域に残る歴史的遺産や文化を保存・継承し、地域の活性化に結び付けていく取り組みを、行政・住民がともに協力し合いながら進めていく必要があります。

※「おおいわ結の里」は、地域の課題解決を目指し、令和3年（2021）7月に特定非営利法人（NPO）として設立されました。

## 私のレガシーの伝え方

～動画発信で町の魅力を発見！～



いとう え さわ こ  
井上 左和子

### プロフィール：

1967年、奈良県大淀町生まれ。大淀町在住。  
学校法人智辯学園中学・高等学校で英語教諭  
として勤務後、現在、YouTubeで「chame2」  
として家庭料理や朗読、奈良の街歩き動画を  
配信活動中。絵本の読み聞かせボランティア  
「なしの実会」に所属。

### はじめに

大淀町町制施行100周年、おめでとうございます。また記念すべきシンポジウムに参加させていただけますこと光栄に思います。

### 動画発信のきっかけは？

私は現在、YouTubeを使用し、chame2という名前で奈良の魅力を発信すべく街歩きで感動した場所や、出会ったりした方々を動画で紹介させていただいております。取材をさせていただいている中で、「なぜ、こんなことをしようと思ったの？」「何のためにやっていますか？」「こんな活動をしていて何になるの？」というような質問を受けることが多いのですが、今日お話しさせていただくのはこれに対する答えです。

まず、動画発信するきっかけとなったのは「朗読」なんです。

私は30年近く私立の中高一貫校で英語教育に携わってきました。生徒たちに英語への興味を深めてもらうために「日本の昔話を英語で読む」や「英語落語」を授業に取り入れたことがありました。日本語での背景知識があるものは理解しやすいと考えたのです。

しかし、ある日の授業での一人の生徒の発言によって衝撃を受けることとなります。

「先生、山姥（やまんば）って何ですか？」

絶句です。そこから説明しなければならぬのか。当然、英語で話を楽しむどころではありません。

“子どもたちは家庭や保育園などで絵本の読み聞かせなどを通して昔話や童話に親しんできたものだ”というのはすべての子どもたちにあてはまるものではなさそうだと、その授業以降も年々感じるようになりました。“幼いうちからもっとお話に親しんでもらいたい”“お話の楽しさを広めたい”という思いが強くなりました。

幸い、私自身、英語のスピーチコンテストに出場する生徒の指導や授業での英語表現に磨きをかけるために英語朗読のセミナーに参加していたこともあって、朗読の魅力にとりつかれていた時期と重なりました。

学校を早期退職した後、図書館や児童館での絵本の読み聞かせボランティアに参加させていただきましたが、折しもコロナのまん延によって公の場でお話を読み聞かせる機会が減ったことが動画配信の活動へとつながりました。その際、やはり身近なところに目を向けてみようということで奈良の街歩き動画を中心に撮影・配信してみることにしたのです。

## 動画配信を通して

You Tube という発信する舞台をいただくということは自分自身の放送局を持つようなものです。企画・撮影・編集・放送・広報、すべてを自分でこなします。すべてが自分にとって初めてのことばかりです。

最初はなかなか上手くいきません。満足する映像も撮れません。しかし、それらの経

験を通して得たものがあります。“Output（発信）の魅力と効果”で、その一つが「伝えることの面白さ」です。

自分が取材してきた内容をどのような観点で効果的に伝えるかを悩むこともその魅力に含まれます。そして、発信することで得るものがありました。

皆様は”Seeing is believing.”、（百聞は一見にしかず）という諺（ことわざ）をよくご存じかと思います。つまり、「一度自分の目で見るとは百回そのことに関して耳にすることに勝る」ということですが、実はそれに勝るものが「語る・伝える」ということなのです。

英語学習においても言えることですが、教室で教師の話を単に聞くだけよりは、自ら本を読み、理解を深めながら学習を進めるほうがはるかに理解度もあがります。声に出して英文を読む。それも効果的な学習法です。

しかし、それ以上に、自分が知ったことを友だちに伝えたり、教えてあげることによってその理解は本物となっていきます。人に伝えることで、自分の理解不足の点に気づき、また、そこで新たな疑問に出会います。

私自身、動画発信活動をするために街を実際に歩いてみることで、今まで本で、また、他の方々の映像でしか知らなかったことが、自分のものになり、新しい気づきにつながりました。大淀町で生まれ、半世紀以上

この町で生活していながら、身近にこんなにも有形・無形を問わず遺産に値するものがあることを知らずにいたことに改めて気づかされました。

動画発信をする以前までの私なら、「大淀町の魅力って何ですか？」という質問に自信を持って答えることができなかつたように思えます。取り立てて話すものはない程度の認識でした。しかし、映像取材を続ける中で、私自身の町に対する認識が大きく変わり始めました。実際に生活している人々の思いに触れる機会が増えました。

印象に残っているのは、「地域おこし協力隊」として他府県からこの町に移り住み、活動を続けてくださっている方々との出会いです。大淀の魅力を再発見させてくださった方々でもあります。

また、大淀町文化会館で毎年開催されている「戦争の記憶」の展示を通してこの町の戦争の歴史や人々の思いに触れることもできました。

## 未来へ

取材させていただいたものの中で印象に残っているもの。今木の蔵王権現堂(ざおうごんげんどう)、近代土木遺産の薬水拱橋(きょうきょう)、世尊寺(せそんじ)の歴史、梨づくりにかける情熱、吉野塗りの復興など、数え上げたらきりがありません。

過去を振り返ると、先人たちから受け継がれてきた文化や自然があります。私たち

にはそれを大切に守り、上手に生かし、次の世代へと受け継いでいく義務があるとともに新たなレガシーを築いていく義務があります。そのためにはまず、自らの目で見、足で歩き、体験し、魅力を見だし、この町を誇りに思える瞬間を増やしていくことが第一歩です。

そして次の段階として、なんらかの形で発信していくということでしょう。一人一人が語り部となって自分たちの故郷の魅力を知り、惜しみなく人に伝えることから始めることでこの町の新しい発展の起爆剤となりうるのではないかと考えます。私自身も微力ではありますが、” Outputting is understanding.”、(発信こそ真の理解)でこれからも奈良の魅力を多くの人々に届けてまいります。



\*You Tube の動画は以下でご覧いただけます。ご覧いただけますと幸いです。

<https://www.youtube.com/channel/UCvoSAos5QF9pd51P+3Lnz8w>

**アカウント: chame2**



## \*奈良街歩きシリーズより抜粋



奈良街歩き特別編

『戦争の記憶・2021』



奈良街歩き127

『現光寺絵巻の世界 世尊寺』



奈良街歩き101

『好きやねん大淀 地域おこし協力隊

1095日の軌跡』



奈良街歩き55

『えっ！こんなところにも蔵王堂？

今木蔵王権現堂』



## 地域のレガシーを探して

—「おおよど遺産」のとりくみから—

はじめに

- 1、大淀町と文化財保護
- 2、地域遺産制度がスタート
- 3、とりくんでみてわかったこと

おわりに

大淀町教育委員会

まつだ わたる  
松田 度



プロフィール：

1974年大阪市（現此花区伝法）生まれ。同志社大学大学院修了後、同大学歴史資料館研究員を経て2005年より大淀町教育委員会に勤務、現在同文化振興課・主任技師。二児の父で、趣味は家庭菜園とウォーキング。

はじめに

日本各地で過疎化が進み、地域が疲弊しています。紀伊半島のど真ん中、大淀町を含む自然豊かな吉野の各地でも〈むらおさめ〉をしないといけない集落が増えてきました。

なにしろ、かつて吉野の花形産業だった林業も停滞するなか、子どもや若年層の増加も見込めない過疎地で、〈地域活性化〉なんて…とってしまいます。〈持続可能な地域社会〉をつくりたい。この思いをコンパスの軸にして、日々の仕事を考えています。

〈文化遺産でつなぐ地域と未来〉。そのキーワードが〈地域遺産〉です。地域に残る遺産ということですが、あまり耳慣れない言葉です。文化財行政のなかでは、国・県・市町村の指定文化財に含まれない、いわゆる未指定文化財、というイメージで理解されて

います。でも、それでは味気ないなあと、自分なりの定義を考えました。

地域という言葉には、とても豊かなイメージが含まれています。すべての人の営みは、一定の地域のなかで繰り返されます。その地域と人との多様なかわり方が、文化を生み出します。そのようにして生み出された、いちばん身近な、その地域を語るうえでなくてはならないモノ、コト、考え方。それが地域遺産といえるのではないか。

ここでは、大淀町でのとりくみをつうじて感じている、地域遺産のもつ底力と、それを次代へつなぐ視点を深めたいと思います。

### 1、大淀町と文化財保護

まずは大淀町の概要について、おさらいしておきましょう。奈良県吉野郡大淀町は、





▲大淀町全図

奈良県中央部を西に流れる、吉野川（紀の川）北岸の中流域にあります。広さは東西10km、南北4.7km。面積は38・10k m<sup>2</sup>。人口は約17,000人（2021年8月末現在）。大淀町大字桧垣本2090番地に町役場庁舎が建っています。人口減はどこもいっしょですが、大淀町でもこの10年間で約2,000人の減少となっています。

大淀町は、紀伊・伊勢地域を東西に結ぶ伊勢南街道と、大和盆地から高取・龍門山地をこえて、吉野へと達する南北の街道（芦原越・壺阪越・車阪越など）がまじわる交通の要衝。町内には、3本の国道（169・309・317号線）に加え、近鉄吉野線が6箇所の駅舎（薬水・福神・大阿太・下市口・越部・六田）を經由して走っています。

町内には町立の小学校が3つ、中学校が1つと幼稚園・保育所が各2つ、文化会館（あらかしホール・町立図書館）、平畑運動公園、健康づくりセンターなどがあり、医療・保健・福祉施設も充実しています。

近年は、近鉄福神駅を中心とした町西部の福神地区で、住宅地（花吉野ガーデンヒルズ）、植物工場（近鉄ふぁーむ花吉野）、メガソーラー（大規模太陽光発電施設）、南奈良総合医療センターと附属施設の整備もすすみ、吉野郡内の次世代をになうモデル地域として、奈良県内外から注目をあつめています。また、規模は縮小傾向にあるものの、吉野地域の木材をあつかう木材市場・製材所も多く、特産物としては大阿太高原の梨や増茶（<sup>にっかん</sup>日干番茶）等が知られています。

歴史の流れで見ると、大淀町には、吉野川と吉野・高取山系にはぐくまれた文化・歴史遺産として、縄文時代から近代に至る文化財と文化的景観が数多くのこされています。飛鳥・奈良時代にさかのぼる記紀万葉・修験道の名所旧跡はもちろん、ハイキングに最適な古道もあり、近年では里山の風景や近代化遺産も人気があります。

特徴ある文化的とりくみが「能楽プログラム」です。2001年からは<sup>ひがimoto</sup>桧垣本地区に

ゆかりのある、能楽（猿楽能）囃子方の源流のひとつ、「桧垣本猿楽」の掘り起こしが始まり、能楽の公演や「ちびっ子桧垣本座」の活動などを継続しています。また町立図書館には、郷土を代表する児童文学作家・花岡大学や、能楽関連の図書をあつめた郷土資料等の閲覧コーナーもあります。ただ大淀町は、吉野町や下市町といった国・県指定文化財の多い町に比べて指定文化財が少なく、大淀町歌で謳われた「文化の薫り高らかに」のイメージとは大きな落差がありました。

しかし、2008年4月には正式に文化財の専門職員が配置され、埋蔵文化財の発掘調査や、指定文化財を中心とした保存・活用事業、歴史・文化遺産の掘り起こしもすすみました。平成24（2012）年には、町立杉本記念文化センター内に「おおよど歴史展示室」も開設され、史跡を訪ねるハイキング・ウォーキング、公共施設等での企画展・講演会・シンポジウムなどのイベント、インターネットをつかった情報発信などを通じ、歴史・文化を活かしたとりくみが増えてきました。

とはいえ、町には文化財の専門職員が一人しかいません。教育委員会や専門職以外の役場職員にも、町内の歴史・文化をもっとよく知ってもらい、教育・福祉や観光等のまちづくりにそれを活かしていくことが求められています。

また、地域に残る文化財の保存・管理については、文化財ボランティアによる活動や、

各地域で保存・管理を進めていく持続可能な仕組みが必要になってきています。その柱が、次にふれる**地域遺産制度**です。

## 2、地域遺産制度がスタート

2009年3月、町教育委員会が刊行したパンフレット『大淀町の文化財（地図でみる大淀町の歴史と文化1）』には、指定文化財以外に「町内各地域の歴史にとって欠く事のできない文化財は、【地域文化財】としての保存と活用を目指しながら、地域づくりとの連携を進めてゆきます」と記されています。この考え方は2013年3月に町教育委員会が刊行した『おおよどの地域文化財を学ぶ』にも継承されています。

また、この考え方をもとに、2011年6月におこなわれた平成23年度第1回大淀町文化財保護審議会でも、「(仮称)大淀町地域文化財制度の導入にむけて」という議論が始まりました。その後計8回の審議を経て、2015年7月の平成27年度第1回大淀町文化財保護審議会では、「地域文化財⇒地域遺産」とし、そこから「おおよど遺産」という新たな文化遺産を選定していく制度のイメージがかたまりました。

このように大淀町では、2009年頃から地域遺産制度の構想が始まり、制度としてスタートさせるため、町の文化財関係の有識者による議論がくり返されていました。

転換期となった2015年には、同時期に文化庁が進めていた「日本遺産」という制度

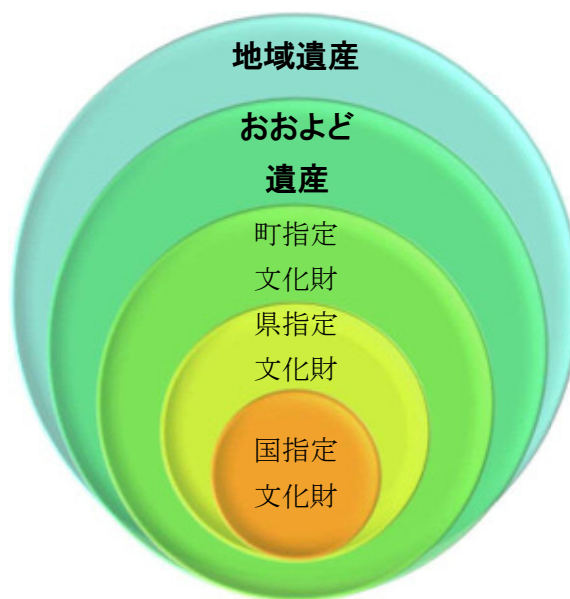
との共通点や方向性の違いが話し合われました。大淀町では、文化庁の考え方を参考にしながら、行政的なトップダウン方式ではなく、地域住民の視点から地域の遺産を見直すとりくみとして地域遺産制度を位置づける、という方針が決まったのです。

町文化財保護審議会は、この5年間の計10回にわたる議論をもとに、2016年3月、「地域に根ざした町内文化財等（大淀町地域遺産）の保存・活用にかかる提言書」をまとめ、町に建議しました。これをうけて町は、同年6月から「大淀町地域遺産保存・活用制度」をスタートさせました。

コンセプトは「地域の遺産は地域で守る」。あたりまえのことのようですが、これまでの日本の文化財保護は「トップダウン」「行政主導型」「他人任せ」でした。

国宝クラスの仏像、注目されている古墳や神社。これらが大きい価値をもっていることに、異論はないでしょう。でも、それは誰かに与えられた、えらい先生に教えていただいた価値、なんですね。それよりも、自分たちにとって価値があるものはなんだろう。それは、身近な地域にあるモノ・コトだよ。そういった、自分たちで、みんなでいっしょに考えて、見つけた価値を大事にしよう、という地域目線の価値です。

大淀町の地域遺産制度が目指すビジョンは、①地域遺産の価値を再発見するプロセスをへて、②より多くの人々にその価値観を〈共感〉してもらうこと。いわば、自分と



▲大淀町の目指す

地域遺産保存・活用制度〈模式図〉

のかかわりが〈価値〉となるわけです。このような、行政や専門家だけに頼らない市民・住民、〈在野〉の人々の活動を、海外では〈new public（新しい公共）〉あるいは、単に〈public（パブリック）〉と称しています。これは次世代の地域経営にとって、最重要のキーワードだと思います。地域遺産は、よくもわるくもパブリックの遺産といえます。問われるのはその人々の考え方です。

ここで、「おおよど遺産」をすこし詳しく。「おおよど遺産」とは、大淀町内各地域に残されたさまざまな遺産（地域遺産）のなかから、とりわけ魅力あるストーリー（物語）をもつものを、有形・無形を問わず「おおよど遺産」として選定し、地域住民と行政が協力してその保存・活用をすすめる新たな仕組みづくりを目指すとおりくみです。

選定の分類は、①自然、②名所、③もの、④民俗、⑤景観、⑥わざ、⑦近現代となっています。推薦は、町内の各区長・自治会長と任意団体から。選定するのは大淀町という行政ですが、実際に審査するのは行政や専門家ではない、地域住民のなかから選ばれた「大淀町地域遺産会議」の委員です。その構成メンバーは、区長、文化財ボランティアのリーダー、元教員、語り部ガイド、僧侶、伝統文化の担い手など、いろいろ。選定された物件には、町役場から保存・活用に小額の支援（補助金）が出る、という仕組みです。コーディネーター（行政の専門職員）の絶妙な差配のもとで、専門家と地域の人々がいっしょに、地域遺産の魅力を再発見しながら学びつつ、持続可能な範囲で、さらにいろいろな人々を巻き込んでいくわけです。

このようなユニークな仕組みを目指し、大淀町の地域遺産保存・活用事業がはじまり、その柱になる事業として、「おおよど遺産（大淀町選定地域遺産）」の選定事業が2016年10月から始まったのでした。

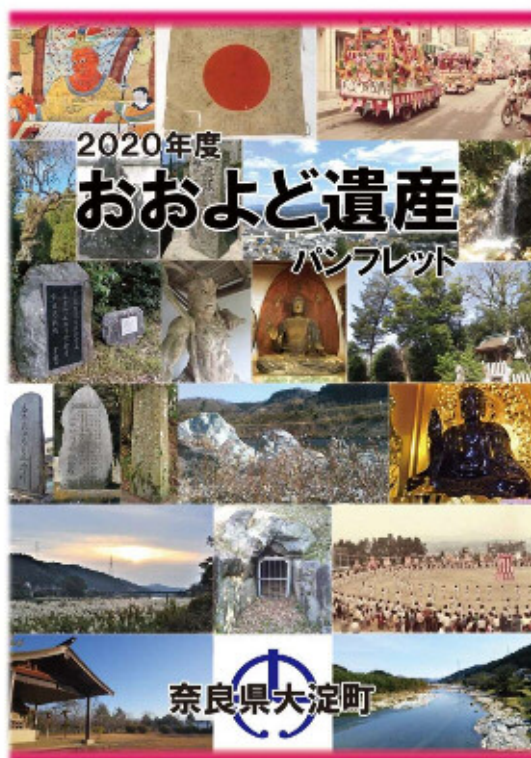
### 3、とりくんでみてわかったこと

初年度となる2016年度は、地域遺産制度の立ち上げ（6月）から選定物件の募集（10月）、選定事業（11月～3月）、パンフレットの作成（3月）と、はじめての取り組みに追われていました。この年は、大淀町全体でタウンプロモーション事業にとりくんでおり、年度末にはDVD『大淀町の歴史・

文化遺産』が完成し、町公式動画チャンネルでも「タウンプロモーション動画」が公開されるなど、町内の歴史・文化に関する事業が大きく前進しました。この年には20件のおおよど遺産が選定されました。

2年目の2017年度は、選定されたおおよど遺産の保存・活用にかかる町補助金支援事業も始まりました。昨年度新たに確認された吉野熊野国立公園の父・岸田日出男（1890～1959）にかかわる新資料もおおよど遺産に選定されました。ただし、選定を交渉していた候補物件を一つ取り下げたため、この年に選定されたおおよど遺産は19件でした。

3年目となった2018年度はちょうど折



▲おおよど遺産パンフレットの表紙  
(2020年度版)

り返しの年で、各区からの候補物件がなかなか集らず、任意団体（町地域遺産会議）からの推薦枠を増やすなど、選定に工夫を凝らしました。また、同年6月には「大淀町町制施行百周年記念事業」がスタートしたことで、大淀町発足後の近現代遺産についても認識が深まりました。この年に選定されたおおよど遺産は21件でした。

4年目となった2019年度も前年同様、町地域遺産会議の推薦枠が多くなるなかで、過去に申請のあった候補物件を見直し、地域ごとに偏りのない選定を目指す工夫をしました。この年に選定されたおおよど遺産は20件でした。

最終年の2020年度は、地域を限らず広域で選定する物件が増えました。また、これまで地域遺産についての話し合いがなかった新興住宅地（ニュータウン）でもおおよど遺産が選定されました。

このように、毎年およそ20件のおおよど遺産を選定し、2016年度～2020年度の5年間でその数は100件になりました。

これらのおおよど遺産については、年度毎に詳しく紹介したパンフレットを製作しています（大淀町ホームページからパンフレットのPDF版をダウンロードすることもできます）。

また、選定されたおおよど遺産を紹介する動画「OYODO LEGACY」も、年度ごとに制作しています。これも町公式動画チャンネル（YouTube）で公開中です。

ここでは、すべてのおおよど遺産について紹介はできませんが、主なものについて概要を述べたいと思います。

#### **No. 001「オカリヤをたてる 御霊神社の秋祭」 民俗遺産（2016年度）**



大淀町西部の佐名伝地区、毎年10月に行う秋祭りの大祭の一週間前、氏神である御霊神社の神様を榎に移してオカリヤ（仮の祭殿）にお迎えし、地区の病魔退散と五穀豊穡を祈願します。秋祭の大祭には、再び氏神を神社へと送るオワタリがあります。吉野郡内でも珍しい古風な神事です。おおよど遺産の選定とあわせて、地元では御霊神社の概要をまとめたパンフレット（記念誌）を作成しました。

#### **No. 053「吉野の水よ清らかに ケヤキと水取り神事」 自然・民俗遺産（2018年度）**



大淀町中部の土田地区、吉野川を見下ろす線路脇に、樹齢700年とされるケヤキの巨樹があります。このケヤキの下の川辺で、毎年7月26日、大和三山のひとつ畝傍山にある畝火山口神社から宮司がやって来て、神社の夏祭りに用いるお供え用の水を取ります。270年以上続く、〈吉野の水〉をめぐる神事です。この神事は現在も継続中です。

**No. 075 「日本古来の伝統的な技 金箔貼り・金箔振り」 わざ遺産 (2019年度)**



金箔（紙のように金を薄く延ばしたもの）をあつかう職人・高橋正さん。大淀町東部の新野地区の工場で、先代の父から伝統的な技を継承し、50年以上の経験もつ職人です。様々な大きさの紙の素地（屏風など）に、10cm四方の金箔を、のりで貼り付けていく作業が中心です。羽二重<sup>はふたえ</sup>の布地を重ねて木目模様に仕上げたり、金箔の粉を素材に振りかけて仕上げる事もあります。高橋さんの仕事は、一部の地域住民に知られるだけでしたが、おおよど遺産に選定されることで改めてその価値が住民全体に再認識されました。

**No. 085 「万葉歌と「大淀」のルーツ 鈴ヶ森」名所遺産 (2020年度)**



大淀町の中央部、下淀地区の鈴ヶ森付近で、吉野川が大きく蛇行し、淀みとなっています。ここは、奈良時代の『万葉集』にも歌われた〈大川淀〉の地とされ、町名〈大淀〉のルーツといえます。現地には万葉歌碑が建ち、「今しくは 見めやとおもいし み芳野の大川よどを 今見つるかも」と刻まれています。とくに、大淀町が町制施行100周年を迎えた今年（2021年2月11日）、ぜひとも訪れてもらいたい場所です。

**No. 092 「インパールからの帰還 日章旗」近現代遺産 (2020年度)**



大淀町東部の中増地区出身の辰巳善次<sup>よしつぐ</sup>さんは、昭和19年（1944）6月、インド北方のインパール付近でイギリス兵と戦って戦死しました。戦地に残された彼の所持品のなかには、102名の寄書きで埋め尽くされた日章旗（日の丸の旗）がありました。令和元年（2019）、それを持ち帰ったイギリス兵の子孫の手から、日章旗は75年ぶりにふるさとの遺族のもとへ戻ってきました。

さて、これらの遺産を種別（表1）にみると、わかりやすい仏像・歴史資料、神社・寺院などの「もの遺産」「名所遺産」は、選定

件数が多い反面、技術・風景などの「わざ遺産」「景観遺産」はイメージが湧きにくいのか選定件数が少なくなっています。

また、樹木や、森・並木道といった「自然遺産」は、あたりまえにあると理解されやすいので、遺産としての価値が見出しにくいのか、選定数がのびていません。

また、当初は「ひと遺産」という項目を設けていましたが、最終的には選定されませんでした。いわゆる人間国宝のように、地域の住民を〈遺産〉とする考え方は、思うほどこの地域ではなじまないのかもしれない。

表1 おおよど遺産選定種別一覧

| 種別    | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 計   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| もの遺産  | 5      | 6      | 4      | 5      | 2      | 22  |
| わざ遺産  | 0      | 0      | 1      | 1      | 1      | 3   |
| 民俗遺産  | 6      | 4      | 1      | 2      | 2      | 15  |
| 名所遺産  | 5      | 4      | 8      | 4      | 6      | 27  |
| 自然遺産  | 1      | 0      | 1      | 2      | 2      | 6   |
| 近現代遺産 | 2      | 3      | 2      | 5      | 4      | 16  |
| 景観遺産  | 1      | 1      | 2      | 1      | 3      | 8   |
| ひと遺産  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0   |
| 複合遺産  | 0      | 1      | 2      | 0      | 0      | 3   |
| 計     | 20     | 19     | 21     | 20     | 20     | 100 |

※広域での選定については複合遺産として示している。

表2  
おおよど遺産  
の地域別申請・  
選定一覧

| No. | 地区      | 2016年度 |    | 2017年度 |    | 2018年度 |    | 2019年度 |    | 2020年度 |    | 計   |     |
|-----|---------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-----|-----|
|     |         | 申請     | 選定 | 申請     | 選定 | 申請     | 選定 | 申請     | 選定 | 申請     | 選定 | 申請  | 選定  |
| 1   | 佐名伝     | 8      | 2  | 0      | 1  | 0      | 1  | 0      | 0  | 1      | 1  | 9   | 5   |
| 2   | 大阿太     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 3   | 花吉野(福神) | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 4   | 薬水      | 3      | 2  | 1      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 4   | 3   |
| 5   | 今木      | 1      | 1  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1      | 1  | 1      | 1  | 4   | 4   |
| 6   | 大岩      | 2      | 2  | 1      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 4   | 4   |
| 7   | 鉾立      | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1      | 0  | 1   | 1   |
| 8   | 岩壺      | 2      | 2  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 3   | 3   |
| 9   | 北町1丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 10  | 北町2丁目   | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 11  | 北町3丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 12  | 学園前町    | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 13  | つつじヶ丘   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 14  | 高見台     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 15  | 車坂町     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 16  | 香梨台     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 17  | 西町1丁目   | 0      | 0  | 2      | 0  | 0      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 2   | 1   |
| 18  | 西町2丁目   | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 19  | 西町3丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 20  | 西町4丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1   | 1   |
| 21  | 西町5丁目   | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 22  | 西町6丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 1   | 1   |
| 23  | 岡崎1丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 24  | 岡崎2丁目   | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 25  | 岡崎3丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 26  | 新町1丁目   | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 27  | 新町2丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 28  | 新町3丁目   | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 1   | 1   |
| 29  | 芦原      | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 2   | 2   |
| 30  | 矢走      | 0      | 0  | 2      | 1  | 0      | 2  | 0      | 0  | 0      | 0  | 2   | 3   |
| 31  | 持尾      | 9      | 1  | 0      | 1  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1      | 1  | 11  | 4   |
| 32  | 畑屋      | 1      | 1  | 1      | 1  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 3   | 3   |
| 33  | 吉野平     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 34  | 金吾町     | 1      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 1   |
| 35  | 上桧垣本    | 3      | 1  | 1      | 0  | 0      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 4   | 2   |
| 36  | 口桧垣本    | 9      | 1  | 0      | 1  | 0      | 0  | 2      | 2  | 1      | 1  | 12  | 5   |
| 37  | 南大和     | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1   | 1   |
| 38  | 土田      | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 1  | 1      | 1  | 1      | 1  | 3   | 3   |
| 39  | 奥越      | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1      | 1  | 2   | 2   |
| 40  | 中越      | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 41  | 口越      | 0      | 0  | 3      | 1  | 0      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 3   | 2   |
| 42  | 馬佐      | 1      | 1  | 3      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 4   | 2   |
| 43  | 新野      | 0      | 0  | 5      | 1  | 0      | 0  | 4      | 4  | 0      | 0  | 9   | 5   |
| 44  | 北野      | 0      | 0  | 1      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 0   |
| 45  | 北六田     | 1      | 1  | 3      | 2  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 4   | 3   |
| 46  | 上比叢     | 2      | 2  | 0      | 0  | 1      | 1  | 2      | 2  | 1      | 1  | 6   | 6   |
| 47  | 比叢      | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0   | 0   |
| 48  | 出口      | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 1   | 1   |
| 49  | 増口      | 7      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 0  | 8   | 2   |
| 50  | 西増      | 0      | 0  | 1      | 1  | 0      | 1  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1   | 2   |
| 51  | 中増      | 0      | 0  | 4      | 2  | 0      | 0  | 0      | 0  | 1      | 1  | 5   | 3   |
|     | 広域      | 0      | 1  | 2      | 3  | 0      | 11 | 2      | 2  | 7      | 7  | 13  | 24  |
| 計   |         | 50     | 20 | 38     | 19 | 2      | 21 | 21     | 21 | 20     | 19 | 133 | 100 |

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

広域選定あり

※広域申請の地域別についてはこの表では示せていない。No. 9～28は下瀬地区。



続いて、選定された遺産を地域別（町内51 地区ごと）にみてみましょう（表2）。

もっとも選定数の多かった順に、上比曾（6件）、口桧垣本・新野・佐名伝（5件）、今木・大岩・持尾（4件）、薬水・岩壺・矢走・畑屋・土田・北六田・中増（3件）と続きます。上比曾は名刹・世尊寺があるため選定物件が多くなっています。また、選定物件の多い地区は、申請件数でも、佐名伝（9件）、持尾（11件）、口桧垣本（12件）、新野（9件）と多い傾向にあります。いずれも江戸時代以来の伝統的な集落です。

これに対し、大阿太、花吉野（福神）、下淵の一部、吉野平、北野等、申請・選定のほとんどない地区もあります。これは、1970年代以降の新興住宅地（ニュータウン）であることが主な理由とみられます。

この偏りを均等にするため、地区を定めない「広域選定」という方法を採用しています。新興住宅地でも風景のよいところ（景観遺産）や、古道の名残り（石標）が残っているところがあります。これらに関連付けながら選定していくことで、申請・選定のなかった地区も、何らかのおおよど遺産にかかわってもらえるようにしています。

残念ながら、選定のための交渉で地元の理解が得られず選定を断念した候補物件もありました。どんなにすばらしい地域遺産でも、地元住民の理解がなければ、選定後の保存活用を図ることもできません。ここにこの制度の限界もほのみえます。

## 5、日本各地の地域遺産制度

「地域遺産」というキーワードでネット検索をすると、表3のように、各地で地域遺産にまつわる様々なとりくみがなされていることがわかります。

大淀町が地域遺産制度をつくるにあたって参考にしたのは、市の条例で定められている岩手県遠野市の「遠野遺産（認定制度・2007年策定）」、福岡県太宰府市の「大宰府市民遺産（2011年策定）」などです。しかし、条例を変えらるとなるとたいへんです。その後の大半の地域遺産制度は、〈要綱〉をつくって実施するケースが多く、大淀町もそれになりました。管見にあがったなかでは、浜松市の「浜松地域遺産（認定制度・2016年）」などは大淀町と同じ頃に制度ができていますが、認定された文化財は455件（令和2年度末）と膨大な数です。市域が広いということもありますが、地域のもつ底力を感じます。大宰府市では、制度の担い手として市民（住民）遺産会議という組織が中心となっています。住民が主体的に選定・認定にかかわる制度はまだ少ないようですが、大淀町は町地域遺産会議という住民主体の組織が担い手となっている点でユニークだといえます。

ここ数年の文化財をめぐる情勢（改正文化財保護法をめぐる問題や各市町村に課せられた「文化財保存活用地域計画」の策定、文化財を活かした観光といったやつぎばやの通知はとても目まぐるしく、ちょっとで

表3 日本各地の地域遺産制度一覧（令和2年度末時点）

| No. | 都道府県 | 自治体       | 制度名                | 策定年       | 担当部署          | 選定・認定件数<br>(令和2年度末) | 条例・要綱等     |
|-----|------|-----------|--------------------|-----------|---------------|---------------------|------------|
| 1   | 北海道  |           | 北海道遺産              | 1999      | NPO法人北海道遺産協議会 | 67                  | 定款         |
| 2   | 佐賀県  |           | 佐賀県遺産              | 2005      | 佐賀県           | 57                  | 条例(景観)     |
| 3   | 岩手県  | 遠野(とおの)市  | 遠野遺産(認定制度)         | 2007      | 遠野市           | 161                 | 条例         |
| 4   | 兵庫県  | 加東(かとう)市  | 加東遺産               | 2007      | 加東市教育委員会      | 10                  |            |
| 5   | 北海道  | 札幌市清田区    | 清田ふるさと遺産           | 2007      | 清田区10周年実行委員会  | 12                  |            |
| 6   | 富山県  |           | とやま未来遺産            | 2007・2008 | 富山県           | 19                  |            |
| 7   | 熊本県  | 菊池市       | 菊池遺産(認定制度)         | 2009      | 菊池市           | 146                 | 条例         |
| 8   | 京都府  | 京都市       | 京都をつなぐ無形文化遺産       | 2010      | 京都市           | 6                   | 要綱         |
| 9   | 岐阜県  | 大垣市       | 大垣市景観遺産            | 2010      | 大垣市           | 60                  |            |
| 10  | 徳島県  | 徳島市       | とくしま市民遺産           | 2010      | 徳島市           | 45                  |            |
| 11  | 福岡県  | 太宰府市      | 大宰府市民遺産            | 2011      | 太宰府景観・市民遺産会議  | 16                  | 条例         |
| 12  | 静岡県  | 下田市       | 下田まち遺産(認定制度)       | 2011      | 下田市           | 154                 | 条例         |
| 13  | 新潟県  | 新潟市       | 新潟市民文化遺産           | 2013      | 新潟市           | 218                 | 要綱         |
| 14  | 茨城県  | 龍(りゅう)ヶ崎市 | 龍ヶ崎市民遺産            | 2015      | 龍ヶ崎市教育委員会     | 14                  | 条例         |
| 15  | 静岡県  | 島田市       | しまだ市民遺産            | 2015      | 島田市           | 21                  | 要綱         |
| 16  | 静岡県  | 浜松市       | 浜松地域遺産(浜松市認定文化財)   | 2016      | 浜松市地域遺産センター   | 455                 | 要綱         |
| 17  | 京都府  | 京都市       | まち・ひと・こころが織り成す京都遺産 | 2016      | 京都市           | 10                  | 要綱         |
| 18  | 奈良県  | 大淀町       | おおよど遺産             | 2016      | 大淀町地域産会議      | 100                 | 要綱         |
| 19  | 神奈川県 | 川崎市       | 川崎市地域文化財(顕彰制度)     | 2017      | 川崎市教育委員会      | 167                 | 要綱         |
| 20  | 茨城県  | 水戸市       | 水戸市地域文化財(認定制度)     | 2018      | 水戸市教育委員会      | 3                   | 要綱         |
| 21  | 栃木県  | 宇都宮市      | みや遺産(宇都宮市民遺産)      | 2020      | 宇都宮市教育委員会     | 9                   | 要綱         |
| 22  | 埼玉県  | 白岡(しろおか)市 | 白岡遺産               | 2020      | 白岡市教育委員会      |                     | 要綱         |
| 23  | 兵庫県  | 神戸市       | 神戸歴史遺産             | 2020      | 神戸市           | 5                   |            |
| 24  | 徳島県  | 美波(みなみ)町  | 美波遺産(認定制度)         | 2021      | 美波町産業振興課      |                     | 12(伝統建築対象) |

も惚けていようものなら、とり残されていきそうな雰囲気です。

とはいえ、この本質は「どのように地域の物語を守り伝えていくか」、という部分にありそうです。そのための視点(ビジョン)や方法(テクニク)、地域住民の文化財に対するイメージ・感覚の違い、そういったものが凸凹しているだけなのでしょう。

日本列島各地の文化財をめぐる雑踏には惑わされず、大淀町というまちで、あるいは吉野という地域でいま何が必要なのかを見きわめていく「眼」が求められています。

#### まとめ ー地域遺産を次代へつなごうー

おおよど遺産は、国宝や天然記念物といった、これまでの文化財の枠にとらわれず、地域に住み続ける住民の「眼」でふるさとの魅力を再発見する試みとして注目されています。地域遺産を持続させ、次世代へとつなぐ「記憶のバトン(memory baton)」として活かすことで、より一層その価値は高まると考えています。PR動画の配信や、おおよど遺産をめぐるハイキングなどの催しを通じて、他府県の方にもすこしずつそのとりくみが知られるようになってきました。コロナ禍で現地に足を運んで頂くのはまだ厳しい状況ですが、お家で動画やパンフレットをご覧頂き、また落ち着いたら、実際におおよど遺産を巡ってもらいましょう。

従来、文化遺産は heritage(ヘリテージ)と訳されてきました。最近、その硬いイメー

ジよりも、成果・伝承、人から人へのバトンというニュアンスを含む legacy(レガシー)の訳語がふさわしいのではないかと感じます。おおよど遺産は、町内各地に根ざした歴史・文化を特徴づける永遠の heritage(ヘリテージ)でもあるし、また、地域住民の心のよりどころとして機能し、語り継がれる一方、訪問者がその地域を知り、愛着をもって語り伝えるきっかけとしての legacy(レガシー)でもあります。

この「おおよどモデル」が成功事例なのかと問われたら、今のところわかりません。それに、こんな考え方を「こたえ」として他者に押しつけても、他人事で終わってしまいます。都会と田舎、新興地と過疎地では住民(パブリック)の価値観も違う。それぞれの地域の実情にあわせて「遺産」が多様に見出され、それが地域のレガシーとして見直され、いずれ次代につながっていけばいい。そんなふうに思います。

#### 【参考文献】

奈良県大淀町教育委員会編『大淀町の文化財』地図でみる大淀町の歴史と文化1 2009年。

奈良県大淀町教育委員会編『おおよどの地域文化財を学ぶ』2013年。

松田度「次代へつなぐ地域遺産」『環境教育がもつ可能性～人・地域を未来につなぐ～』関西環境教育合同研究大会実行委員会 2019年。

☆資料☆

2016～2020年度選定おおよど遺産100リスト

| No. | 名称                     | 分類      | 地域     |
|-----|------------------------|---------|--------|
| 1   | オカリヤをたてる 御霊神社の秋祭       | 民俗遺産    | 佐名伝    |
| 2   | 潮の香りと弥生人の記憶 佐名伝銅鐸      | もの遺産    | 佐名伝    |
| 3   | 梨の花香る里山 大阿太高原          | 景観遺産    | 佐名伝・薬水 |
| 4   | 大正浪漫のタイムトンネル 薬水門       | 近現代遺産   | 薬水     |
| 5   | 薬水の由来 弘法井戸             | 名所遺産    | 薬水     |
| 6   | おおみそかの送り火 牛と馬のトンド      | 民俗遺産    | 今木     |
| 7   | 天まであがれ 大岩のトンド          | 民俗遺産    | 大岩     |
| 8   | アメタンモレの伝承 大日如来と大岩神社の神像 | もの遺産    | 大岩     |
| 9   | 蓮のつぼみを抱えた大日如来          | もの遺産    | 岩壺     |
| 10  | ワッタイヨーで強くなれ 子ども相撲      | 民俗遺産    | 岩壺     |
| 11  | 村の庄屋の物語 迎居家の文化遺産       | もの遺産    | 持尾     |
| 12  | お正月の風物詩 カンジョウカケ        | 民俗遺産    | 畑屋     |
| 13  | 忠臣小金吾 伝説をものがたる石塔       | 名所遺産    | 桧垣本    |
| 14  | 能楽お囃子のふるさと 桧垣本八幡神社     | 名所遺産    | 桧垣本    |
| 15  | 張子の仏に願いを込めて 桧垣本釈迦堂     | 名所遺産    | 桧垣本    |
| 16  | 安佐寺ゆかりの仏たち 馬佐薬師堂       | 名所遺産    | 馬佐     |
| 17  | 吉野最大級 北六田の木造倉庫群        | 近現代遺産   | 北六田    |
| 18  | ふるさとを見守る ムクノキの巨樹       | 自然遺産    | 比曽     |
| 19  | 子どもに恵まれますように 上比曽のいのこ   | 民俗遺産    | 比曽     |
| 20  | 椿井の杜の鎮守さま 水分神社         | 名所遺産    | 増口     |
| 21  | ほとけの心とやさしい言葉 花岡大学の童話作品 | もの遺産    | 佐名伝    |
| 22  | 氏神さんに祈る日々 戦勝祈願の絵馬      | 近現代遺産   | 薬水     |
| 23  | こもれびはふるさとの灯 車坂古道       | 名所遺産    | 今木・下澗  |
| 24  | 近代化を支えた和漢薬 大岩の薬業遺産     | 近現代遺産   | 大岩     |
| 25  | 古風な宮座の神事 天髪王神社のトヤワタシ   | 民俗遺産    | 矢走     |
| 26  | オンリーワン!の狛犬 天髪神社        | 名所遺産    | 持尾     |
| 27  | 鐘の音色は姫の声 正覚寺の梵鐘        | もの遺産    | 芦原     |
| 28  | 500年続く龍神さまの記憶 畑屋の湯釜    | もの遺産    | 畑屋     |
| 29  | うったきさんへ牛つれて 牛滝まつり      | 民俗遺産    | 馬佐     |
| 30  | みこしに乗って夏祭り 水神祭         | 民俗遺産    | 下澗     |
| 31  | 弥生人が入っています 常門遺跡の壺      | もの遺産    | 越部     |
| 32  | のぞいてびっくり 横ヶ峯の古墳群       | 名所遺産    | 新野     |
| 33  | 北六田創村物語 昆沙門講の古文書       | もの遺産    | 北六田    |
| 34  | 吉野の原風景がみえる 岸田日出男の遺したもの | 近現代遺産   | 北六田    |
| 35  | 伊勢と和歌山をつなぐ道 伊勢南街道のまちなみ | 景観遺産    | 増口     |
| 36  | あの山のむこうに伊勢がある 高見地蔵     | 名所遺産    | 西増     |
| 37  | お伊勢さんのおかげです おかけ灯籠      | 民俗遺産    | 中増     |
| 38  | 目で見える阿弥陀さんの世界 観経曼荼羅    | もの遺産    | 中増     |
| 39  | 受け継がれる伝統の技と志 茶の里・増     | わざ・景観遺産 | 中増・増口  |
| 40  | 弘法大師も筆を投げたり 筆捨岩        | 自然遺産    | 佐名伝    |
| 41  | 蔵王権現を守り伝える 今木権現堂と安養寺   | 名所遺産    | 今木・中増  |
| 42  | 建皇子の物語 保久良古墳と女帝の歌碑     | 名所遺産    | 今木     |
| 43  | 洞川から吉野口へ 大峯索道の遺産       | 近現代遺産   | 今木・大岩  |
| 44  | 愛宕山から矢がはしる 矢走城跡        | 名所遺産    | 矢走     |
| 45  | 後世に伝えたい 安政の大地震の記録      | もの遺産    | 矢走     |
| 46  | 壺阪寺へ続く道 畑屋と北野の道標       | 名所遺産    | 畑屋・北野  |
| 47  | 美しすぎる観音さん 観音寺          | 名所遺産    | 桧垣本    |
| 48  | さくらが丘の風ひかる 巨樹と桜の並木道    | 景観遺産    | 下澗     |
| 49  | 「一の行場」の大五輪塔 石塚遺跡       | 名所遺産    | 下澗     |
| 50  | 蓮如、吉野で人生を詠う 光明寺        | 名所遺産    | 下澗     |

| No. | 名称                     | 分類      | 地域        |
|-----|------------------------|---------|-----------|
| 51  | 時代をこえて 下市口の風景          | 近現代遺産   | 下澗        |
| 52  | 舟から橋へ 三つの渡しと近代橋        | 景観遺産    | 下澗・越部・北六田 |
| 53  | 吉野の水よ清らかに ケヤキと水取り神事    | 自然・民俗遺産 | 土田        |
| 54  | 梨木仏と「岡堂」の伝承 越部古墳       | 名所遺産    | 越部        |
| 55  | 太子信仰の遺産 世尊寺太子堂とおたっさん   | 名所・民俗遺産 | 比曽        |
| 56  | 蘭学のDNA 前田家文書           | もの遺産    | 西増        |
| 57  | アイデア野菜でツクリモノ 西増・増口の地藏盆 | 民俗遺産    | 西増・増口     |
| 58  | あかい石が支えた地域産業 比曽石       | もの遺産    | 大淀町内各地    |
| 59  | ふるさとの智慧と味 柿の葉ずしを作ろう    | わざ遺産    | 大淀町内各地    |
| 60  | 語り継がれる秘話 龍門騒動の記憶       | もの遺産    | 大淀町内各地    |
| 61  | 吉野の水を国中へ 吉野川分水         | 近現代遺産   | 今木・下澗     |
| 62  | ススキ提灯で心一つに 甲神社の秋祭り     | 民俗遺産    | 今木        |
| 63  | 心へのこそう 山村の原風景          | 景観遺産    | 鉾立・持尾     |
| 64  | 水の神、時々、幸福の女神 弁天さん      | 名所遺産    | 岩壺・馬佐     |
| 65  | のこされた街道の記憶 芦原峠         | 名所遺産    | 芦原        |
| 66  | のこされた戦争の記憶 忠魂碑         | 近現代遺産   | 下澗        |
| 67  | 下市口にて 安西冬衛の詩碑          | もの遺産    | 下澗        |
| 68  | 農を支えた水利システム 桧垣本村の古絵図   | もの遺産    | 桧垣本       |
| 69  | ここで旗を振った 桧垣本のオシ塚       | 民俗遺産    | 桧垣本       |
| 70  | プレイバック昭和 福田惇の記録映像      | 近現代遺産   | 土田        |
| 71  | この一本がのこった カヤの巨樹        | 自然遺産    | 畑屋        |
| 72  | 奥越部に忌部の里 太玉神社          | 名所遺産    | 越部        |
| 73  | 世々に時を告げながら 長胴太鼓        | もの遺産    | 新野        |
| 74  | 吉野の近代化を下支え 活版印刷の道具     | もの遺産    | 新野        |
| 75  | 日本古来の伝統的な技 金箔貼り・金箔振り   | わざ遺産    | 新野        |
| 76  | 氏神さんはお産の女神 新野八幡神社      | 名所遺産    | 新野        |
| 77  | 花と緑に包まれて 世尊寺の花木        | 自然遺産    | 比曽        |
| 78  | 縁起絵巻は物語る 放光仏           | もの遺産    | 比曽        |
| 79  | 大淀町の名付け親 大北作治郎の遺産      | 近現代遺産   | 増口        |
| 80  | 線路は続くよいつまでも 吉野鉄道の遺産    | 近現代遺産   | 大淀町内各地    |
| 81  | 大陸風のまなざし 佛眼寺           | 名所遺産    | 佐名伝       |
| 82  | 葛城と大峯をつなぐ 泉徳寺          | 名所遺産    | 今木        |
| 83  | 地名の由来は大きな岩 大岩古墳群       | 名所遺産    | 大岩        |
| 84  | 見上げれば、石垣の上に ウルシの古木     | 自然遺産    | 持尾        |
| 85  | 万葉歌と「大淀」のルーツ 鈴ヶ森       | 名所遺産    | 下澗        |
| 86  | 物語の主人公を偲んで お俊・伝兵衛の石碑   | もの遺産    | 桧垣本       |
| 87  | 縄文の海の記憶 土田八幡神社の樹叢      | 自然遺産    | 土田        |
| 88  | まちづくりの原点 山の神と平城神社      | 名所遺産    | 土田(南大和)   |
| 89  | 川沿いの古道をたどって 安産の滝       | 名所遺産    | 越部        |
| 90  | 冥界ワンダーランド 出口地藏堂の地獄絵図   | 民俗遺産    | 比曽        |
| 91  | 祈りを刻んで400年 六斎念仏講衆の石塔   | 民俗遺産    | 比曽        |
| 92  | インパールからの帰還 日章旗         | 近現代遺産   | 中増        |
| 93  | 旅人たちの思い出をつなぐ 交差点の道標    | もの遺産    | 大淀町内各地    |
| 94  | おおよどは吉野一の米所 農村の原風景     | 景観遺産    | 大淀町内各地    |
| 95  | 先生どうもありがとう! 教育者たちの記念碑  | 近現代遺産   | 大淀町内各地    |
| 96  | 変わらない風景のなかに 吉野群山       | 景観遺産    | 大淀町内各地    |
| 97  | 四季折々の彩り 吉野川            | 景観遺産    | 大淀町内各地    |
| 98  | 『大淀町史』をつくる 町史編集の記録     | 近現代遺産   | 大淀町内各地    |
| 99  | オールスターが大集合 みんなで大淀おどり   | わざ遺産    | 大淀町内各地    |
| 100 | おおよどのシンボルマーク 大淀町章      | 近現代遺産   | 大淀町       |

# 大淀町地域遺産保存活用制度実施要綱

## (総則)

第1条 この要綱は、大淀町内各地域（区・大字）固有の歴史と文化等を知るうえでかかせないもの、町内各地域の活性化に寄与するもの、あるいは地域の人々が心のよりどころにしている地域に根ざしたふるさとの有形・無形の文化財等（以下「地域遺産」という。）について、地域住民と行政が協働で掘り起しをおこない、その保存と継承を持続させ、大淀町のまちづくりに活用することを目的とする制度「大淀町地域遺産保存活用制度（以下「本制度」という。）」の実施にあたり、その方針を定めるものである。

## (趣旨)

第2条 本制度は、従来の条例等にもとづく文化財保護制度（指定文化財）を包括しながら、行政と住民が協働で、地域遺産に幅広く光をあてて、その地域文化の魅力の見直しと地域の活性化、持続可能なまちづくりに寄与することを目指すものである。

## (組織)

第3条 大淀町（以下「町」という。）は、本制度を実施するため、町のプロジェクトチームとして「大淀町地域遺産会議」（以下「会議」という。）を設置しその事業を遂行する。会議の詳細については別紙に定める。

## (役割)

第4条 会議は、地域遺産を調査・記録保存するとともに、会議でとりわけ重要と判断された地域遺産を「大淀町選定地域遺産（おおよど遺産）」として選定し、その保存・活用に関して適切な助言等をおこなう。選定基準については別紙に定める。

## (期間)

第5条 本制度の実施期間は、平成28年10月7日から令和5年3月31日までとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則（平成28年6月15日）

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附則（平成29年10月1日）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則（平成30年10月1日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則（令和元年10月1日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和3年6月30日）

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

# 大淀町地域遺産会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は行政と地域住民の協働でふるさとに残る「地域遺産」を見直し、ふるさとへの愛着をより深めながらその保存と継承を持続させ、かつ「地域遺産」を将来の大淀町のまちづくりと地域活性化に活用するための組織としての「大淀町地域遺産会議（以下「会議」という。）」を設置するにあたり、その運営を円滑に進めるために必要な規定を定めるものである。

(構成)

第2条 会議は大淀町長、大淀町副町長、大淀町教育委員会教育長および大淀町が委嘱する18名以内の運営委員により構成する。運営委員は町内各地区から15名以内を選出する。

2 会議には委員長及び副委員長をおく。委員長は委員の互選によって決定し会務を統括する。副委員長は委員のうち委員長からの指名によって決定し委員長を補佐する。また委員長に事故あるときまたは不在のときはその職務を代理する。

3 運営委員のうち委員長・副委員長を含む6名を常任とする。常任運営委員は年数会の会合で会議の運営について意見を述べるとともに、軽微な案件について処理する。

4 必要に応じ、運営委員のうち常任でないものから会計監査1名を互選により選出する。

5 会議には、オブザーバーとして大淀町文化財保護審議会委員が数名参加する。

6 会議にはサポーターをおくことができる。サポーターは研究機関・学校・一般住民及び町内の小・中学生から委員長が選任する。その任期は会議の設置期間内とする。

(事務局)

第3条 会議の設置にあたり、大淀町は町職員数名からなる事務局を町役場内に設置する。

2 事務局は会議にかかわる諸事務を処理し、会議の会計を処理する。

3 事務局長は事務局から1名を互選により選任し、会議にかかわる諸事務を統括する。

(総会および会合)

第4条 会議は、年1回の総会および年数回の会合と必要な諸活動をおこなう。総会および会合は、委員長が委員を招集するものとし、議長は委員長がその任にあたる。

(事業)

第5条 会議は町行政からの要請をうけ、大淀町内に伝わる地域固有の文化・文化財にかかる主体的、総合的な取組みを調査、記録保存し、かつ文化・文化財を活かしたまちづくりやその継承と地域活性化に資する事業への提言をおこない、「地域遺産」の保存と活用に寄与する。

2 会議は上記のうち、町内各地域（区・大字）の歴史や文化を知るうえで重要なもの、地域の活性化に寄与するもの、あるいは地域の人々が心のよりどころとしているものについて、選定基準に基づき審査をおこなったうえで「おおよど遺産」として選定し「おおよど遺産リスト」に登録する。「おおよど遺産」の選定基準については別に定める。

3 会議は選定した「おおよど遺産」の保存・活用について適切な助言をおこない、町行政は会議の要請に基づき予算の範囲内において助成をおこなう。助成事業の詳細については別に定める。

(期間および任期)

第6条 会議の設置期間および委員の任期は、平成28年12月1日から令和5年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則(平成28年6月15日)

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附則(平成29年10月1日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則(平成30年10月1日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則(令和元年10月1日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則(令和3年6月30日)

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。



# おおよど遺産の選定基準

平成 28 年 6 月 15 日策定

## 「おおよど〈もの〉遺産」

建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・文書・記録媒体その他の有形の文化的所産で、町内各地域にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。ただし、かたちをなしてから 100 年以上を経過していることが前提。

## 「おおよど〈わざ〉遺産」

演劇・音楽・工芸技術その他（保存技術等）の無形の文化的所産で、町内各地域にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。ただし、50 年以上の経験を有していることが前提。

## 「おおよど〈民俗〉遺産」

衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習および伝承等、民俗芸能・民俗技術及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋その他の物件で町内各地域住民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。ただし、かたちをなしてから 50 年以上を経過していることが前提。

## 「おおよど〈名所〉遺産」

町内各地域にとって歴史上又は学術上価値の高い遺跡・庭園・橋梁・伝承地、峡山岳その他の名勝地で町内各地域にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。ただし、かたちをなしてから 50 年以上を経過していることが前提。

## 「おおよど〈自然〉遺産」

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）・植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で町内各地域にとって学術上価値の高いもの。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。

## 「おおよど〈近現代〉遺産」

明治時代から昭和 30 年代頃までの建造物・資料のうち、町の歴史的景観に寄与しているもの。造形の規範となっているものや再現することが容易でないもの。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。

## 「おおよど〈景観〉遺産」

町内各地域における人々の生活・生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、町内各地域の住民の生活・生業の理解のため欠くことのできない場所。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。

## 「おおよど〈ひと〉遺産」

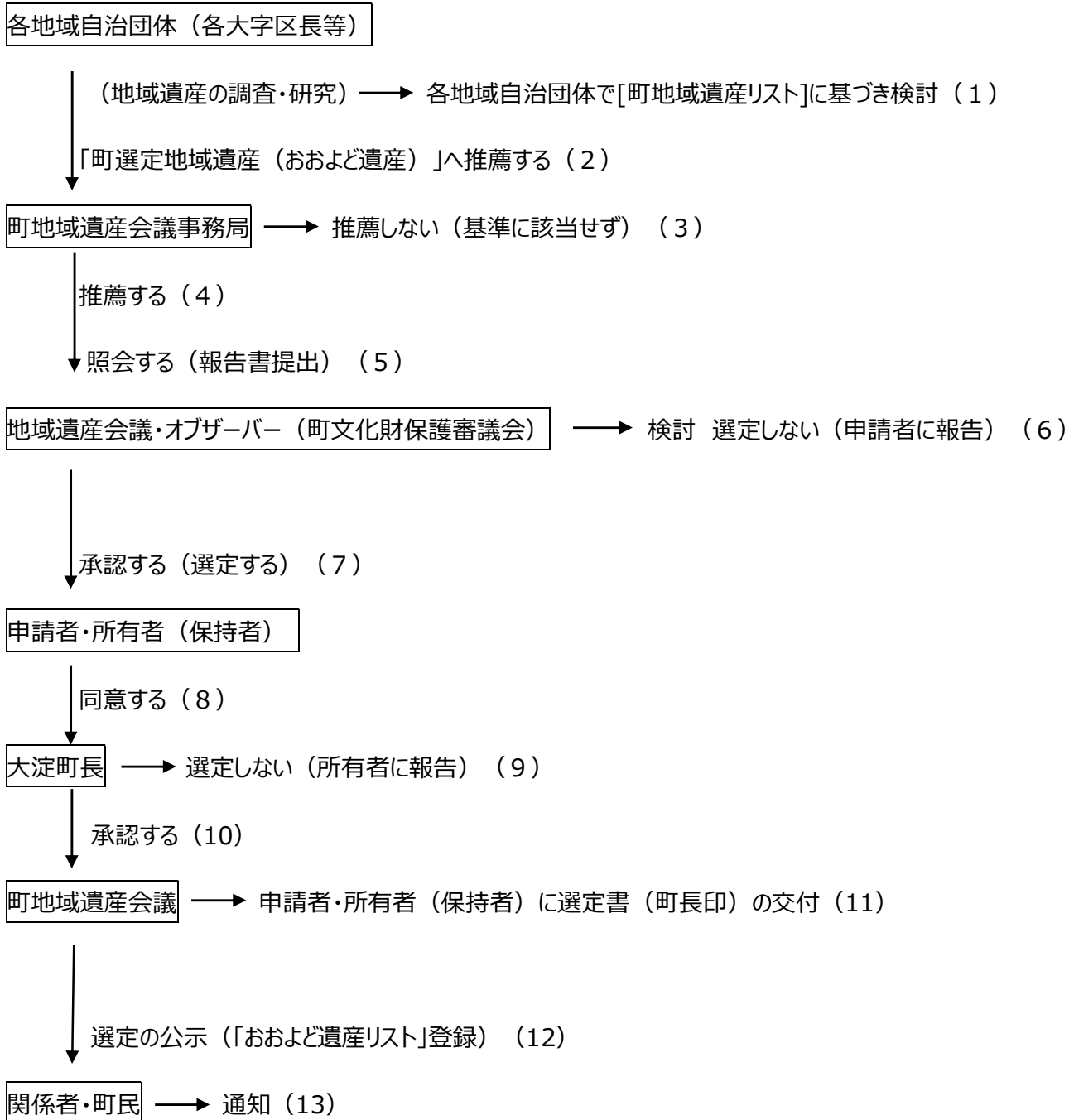
戦争や災害、近代化・高度経済成長といった特異な社会的背景をもとにした町内各地域の住民の記憶のうち地域の成り立ちを理解するため欠くことのできないものを有している人（ただし生存者に限る）。

基準 これらの遺産は、すべて審査する。

※対象の所在する地域との関係性、および地域住民にとって価値があるかどうかを十分に考慮する。

# おおよど遺産 選定の流れ

平成 28 年 6 月 15 日策定



※町民への「リスト」への登録通知 (13) は、広報紙・町役場ホームページ・パンフレット等を通じておこないます。

※地域遺産会議の開催 (6・7・11・12) は年度内2回程度を予定しています。





蓮のつぼみ、未来へのバトン  
(大淀町岩壺・蓮如来)

大淀町地域遺産シンポジウム2021 資料集  
**わたしたちのレガシー**  
～地域遺産を次代へつなぐ～

---

発行年月日 令和3年(2021)9月26日  
編集・発行 大淀町教育委員会(大淀町文化会館内)  
〒638-0812 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地  
TEL:0747-54-2110 FAX:0747-54-2112  
印刷 岡本印刷所  
〒639-3126 奈良県吉野郡大淀町新野342番地2  
TEL:0746-32-2166 FAX:0746-32-2188

---